地名散歩

第99回　武蔵、備前……国号にちなむ地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

ずいぶん以前だが、ヴィム・ヴェンダース監督の「パリ、テキサス」という映画を見たことがある。筋は忘れてしまったが、ここでいうパリとはフランスの首都ではなく、テキサス州の広大な平原の中にぽつんとある町の名前だ（アメリカ読みだからパリス。人口2.5万）。アメリカ合衆国はもともと先住民の土地に欧州人たちが踏み込み、問答無用で入植した国であるから、先住民の言葉に由来する地名もあるのだが（州名はその割合が高い）、お構いなしに故郷や何かのゆかりで欧州の都市名を付けた。ついでながらこのパリスには小ぶりなエッフェル塔まで建っている。塔のてっぺんに赤いカウボーイハットが載っているところが、なんともテキサスだ。

パリだけでなくロンドン（オハイオ州）やマルセイユ（イリノイ州）、ベルリン（ニューハンプシャー州）、ブリュッセル（ウィスコンシン州）、アムステルダム（ミズーリ州）など、思いつきそうな都市の名は全米のどこかに存在している印象だ。その点では植民地であった北海道も同様で、札幌市の白石区は陸奥の白石藩士、隣の北広島市は広島県人による入植地であったことを示している。平成の大合併で岩見沢市内になった栗沢町越前は越前（福井県）からの入植だ。

北海道の「ふるさと地名」は比較的新しいが、本州以南を見渡してみると相当に古い歴史をもつ例もある。たとえば奈良県の大和盆地のあちこちに分布する国号を名乗る地名。このうち三宅町の石見と但馬はそれぞれ近鉄橿原線、近鉄田原本線の駅名に採用された。

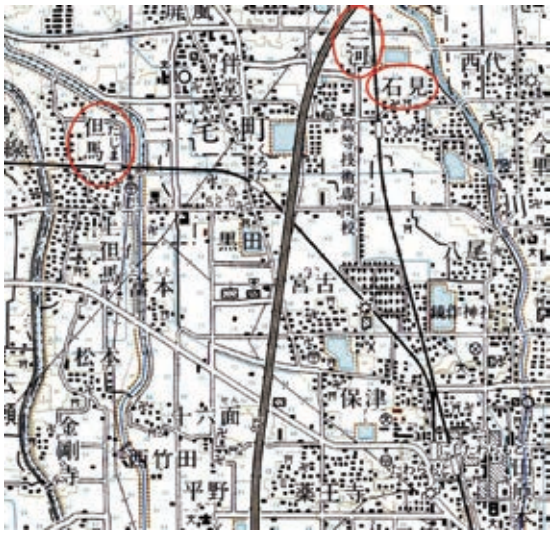

大和盆地に目立つ国号による地名。この範囲には但馬（兵庫県北部）、三河（愛知県東部）、石見（島根県西部）の国号が見える。1:50,000「桜井」平成21年修正

横浜の旧居留地に設定された町名は全国の国号の他に主要都市名などが用いられた。右半分の大半は現山下町。松信大助（有隣堂の創業者）「横浜市全図」大正4年再版

三宅町の北東側に隣接した天理市には上総町、武蔵町、備前町の3つ(町が付いたのは市制施行後)、その南の桜井市には豊前、吉備と出雲、橿原市には飛弾町・上飛弾町などが揃っているし、大和盆地北西端の斑鳩町には、法隆寺駅のすぐ近くに阿波という地名もある。

これらの地名が盆地のあちこちに分布しているのは偶然の一致とは思えないが、いずれもかなり古い地名だ。地名辞典類では「由来不明」とするものも多いが、橿原市飛弾町について『角川日本地名大辞典』では「奈良期、あるいはそれ以前に朝廷が全国各地から農民を集め力役を課したため大和の各地に労役の民が住み、出身地の国号を用い地名として残ったものか」としている。各国から一定人数ずつが、たとえば条里制の施行で碁盤目状の区画整理を行うために「庸」として集められたとすれば納得できる話だ。

古くからの地名であるためか、上総を「かんさ」、豊前を「ぶんぜ」と読みは国名と異なっており、長い間の転訛の経緯を思わせる。移住にちなむ例としては三宅島(東京都三宅村)の伊豆という地名も、伊豆国(伊豆半島)からの移住にちなむという。

このように故郷を名乗った地名は古代だけでなく、近世でも珍しくない。たとえば東京の銀座四丁目。この交差点はかつて銀座の南端で尾張町交差点とも称した。その南側が尾張町であったためだが、尾張名古屋藩が慶長年間に造成工事を担当したのが由来とする説が有力である。昭和5年(1930)には新たに八丁目まで延伸された銀座に呑み込まれ、尾張町付近は銀座五丁目の一部となった。永井荷風は自らの作品や日記に尾張町交差点をよく登場させるが、ここが「銀座」となったことについては違和感を表明している。ブランド地名を好んだのは現代人だけではない。

労役ばかりではなく、近世に入ると国号地名はむしろ大名屋敷に関するものが中心となっていく。たとえばJR中央線(総武線直通電車)に信濃町(東京都新宿区)という駅があるが、ここは大和国櫛羅藩(大和新庄藩の後身)の永井信濃守の屋敷にちなんで明治5年(1872)に東信濃町・西信濃町と命名され、それが昭和18年(1943)に統合されて現在の信濃町となった。

ついでながら新潟市中央区にも信濃町がある。昭和41年(1966)からの比較的新しい地名で、その大半が競馬場の跡地だ。すぐ西側に開削された関屋分水路の建設で立ち退く住民のための代替地として用意されたという。信濃川の近くであることから命名されているので意味合いはだいぶ異なる。

横浜市の中心部、中華街の西端にあるのが神奈川県警の「加賀町警察署」だ。明治10年(1877)開設の堺町署を前身とし、県内では最も歴史の古い警察署であるが、加賀町の町名は明治32年(1899)に現在の山下町となって消滅した。右図に表記されているのは通称として残っていたためだろう。町の始まりは同8年と古いが、加賀の国号が採用された意味はよくわからない。一帯は横浜居留地で、それまで居留地番号のみで呼ばれていたのを、細かく30に分けてそれぞれ町名を付けており、国名や都市名を割り当てた。たとえば横浜スタジアムの東側の道に沿って薩摩町、ひとつ東に並行した越後町、その東側の現中華街には函館町や豊後町、蝦夷町(この町名は全国にここだけらしい)、前橋町といった具合である。加賀町警察署は、消えて120年以上も経ったこれらの町名を保存する貴重な例だ。いつまでも残してほしい。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア　空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士

CONTENTS

NO.761
2020 June

地名散歩　今尾　恵介

03 「制度制定70周年を迎えるにあたり」
～専門性の高度化への挑戦の時代～
日本土地家屋調査士会連合会　副会長　小野　伸秋
～変化できる～
日本土地家屋調査士会連合会　副会長　野中　和香成

06 土地の表示に関する登記の沿革（18）
都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事　新井　克美

09 第20回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会
全国土地家屋調査士政治連盟　副会長　神寶　敏夫

11 事務局紹介
岐阜／京都／大分／茨城／広島

16 続 !! 愛しき我が会、我が地元　Vol.76
釧路会／岡山会

19 団体総合生活補償保険のご案内

20 日調連ウェブサイトに新しいコンテンツを追加しました！

21 会長レポート

22 会務日誌

23 調査士カルテMap通信
調査士カルテMapについて

24 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム
調査士カルテMap

25 セコムパスポートfor G-ID土地家屋調査士電子証明書に関するお知らせ

26 ちょうさし俳壇

27 令和２年　春の叙勲・黄綬褒章

28 土地家屋調査士名簿の登録関係

30 2019年度「土地家屋調査士」掲載
索引　2019年4月号（№747）～2020年3月号（№758）

33 ネットワーク50
富山会／熊本会

36 編集後記

表紙写真
「むし歯ゼロ宣言」
第34回写真コンクール銅賞
濱田　眞行●三重会

我家の外回り担当番犬の「カブ」です。白柴にそっくりな雑種で体重が8キロあります。いつも屋内担当の「ラブ」（2017年6月号表紙のチワワで体重が2キロです。）と仲が悪くケンカです。むし歯ゼロを誇示しています。これで表紙は5回目となりました。

「制度制定70周年を迎えるにあたり」

～専門性の高度化への挑戦の時代～

日本土地家屋調査士会連合会　副会長　　小野　伸秋

制度制定70周年を迎えた今年は、世間では人口減少、少子高齢化を起因とする多くの社会問題が露呈する一方で、政府はAIとIoTを駆使してサイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムを構築し、こうした社会的課題の解決と経済発展を両立させることのできる人間中心の社会(Society5.0)の構築を目指している。我々は、まさに第4次産業革命の真っ只中にいるのであります。

その革命の中でも、特に社会全体に大きな影響を与えるものとして「デジタル手続法」の改正、身近なところでは民法や土地基本法の改正が目を引くところでありますが、その流れは我々にも土地家屋調査士法の一部改正という形で直接影響してきております。今回の改正の中で特に注目する条項は「…土地の**筆界を明らかにする業務の専門家**として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする…。」のとおり「筆界を明らかにする専門家」であると明文化されたことです。

土地家屋調査士制度は、70年の歳月によってここまで成長してきましたが、「筆界を明らかにする専門家」として更なる成長を願い法務省がエールを送ったものであって、所有者不明土地問題や地籍調査事業の遅延の解消の問題などは、土地家屋調査士が「筆界の専門家」としてすべて解決し、社会に認知される資格者とならなければなりません。なぜならデジタル手続法のデジタル3原則からすると、次の社会は建物表示登記、滅失登記、土地地目変更登記などは他の手続による一元化やAI等による本人申請で完了できる社会を目指しているからです。私見ではありますが、こうした状況下で「筆界を明らかにする専門家」と認知されるためには2つの成長が望まれると考えます。

1つ目は、社会には「所有権界」が蔓延していて、混乱した状況のままで筆界として不動産の取引を行っているケースが多く存在する。こうした状況を無くすために、土地家屋調査士がプライドをかけて「筆界である」というお墨付きをすることです。当たり前のようなことですができていない現実を反省するとともに組織を挙げて1つ1つの筆界に対して意見書を作成して管理することです。また、測量においても世界測地系の座標付きで世界に1つの筆界点を登録することです。

2つ目は、筆界は分かったが「権利の明確化」ができる土地家屋調査士を育てることです。実務の中では、越境物の確認などの紛争性がある土地において現地の事実確認の領域を超えなければならないケースもあるのではないかと推察しますが、こうした事件解決をADR認定土地家屋調査士が関与し、紛争の場で筆界と所有権界を混乱させないための唯一無二の資格者と社会に認知されることにあります。

不動産登記法第143条のただし書に筆界特定要素が記載されています。この要素を調査して書面や図面でまとめ上げ、それを見れば誰もが納得できる筆界であるとすることが理想であると考えます。70年前の地積測量図からすると大きく成長していることは間違いありません。60年前の不動産登記法の改正の法務委員会では、不動産表示登記制度が始まり、「地図と建物所在図の作成の技術面では測量士、測量士補と土地家屋調査士がいるから、不足はいたさない」と民事局長が答弁していた当時の様子から推察すると、筆界の認識があまり感じられない。そのような次元からは大きく成長しております。

しかし、それに甘えているとAIに負けてしまう。私たち土地家屋調査士は、更に筆界に拘り続けることが「使命」なのです。その結果、「筆界は土地家屋調査士しか確認できない！」と社会が認識する資格者として成長し、国民の財産を守ることができるのです。

裁判所で筆界確定訴訟の補佐人として、また意見

書を弁護士から依頼され法廷で証人として出廷したとき、裁判官や弁護士の筆界に対する知識が無いことに困ることがある。筆界確定訴訟に慣れた賢明な弁護士は、最初に土地家屋調査士に勝てるかどうか確認してくる。弁護士は勝つか負けるかが問題なのであり、そもそもどこが筆界か全く分からないのに所有権界が全てのような口調で占有した状況証拠を重ねようとしてくることもあります。争っている両者は、互いに自分の主張が正しいと思っている方が多く、訴訟になった時点では既に引くに引けない状況となっている。こうなる前に我々が関与することが重要であることは言うまでもありません。

土地家屋調査士は筆界が何処なのか調査をすれば直ぐにその判断は9割方できるが、権利が錯綜している事実をどのように収めたらいいのか、その判断をする知識は今の土地家屋調査士試験制度だけでは不足することになると思われます。それを補完するのが認定土地家屋調査士の試験制度です。法務省は、筆界を明確にする使命だけでなく、その後の権利の明確化も使命として全員が認定土地家屋調査士にレベルアップを求めていると推察いたします。先日も法務省の方から言われたのは、「車の運転免許でいえば土地家屋調査士の資格はオートマチック限定の免許証であってマニュアルの免許証ではない。認定土地家屋調査士の試験に合格して初めて一人前の土地家屋調査士になることができる。」とのことでした。会員の中には、「認定土地家屋調査士の資格を取ったらどんな金儲け仕事ができるか！」と言って受験しないものも多いが、そういう問題ではないということです。一人前の土地家屋調査士となるには、権利の明確化を「使命」とする認定土地家屋調査士とならなければならないのであります。

土地家屋調査士制度制定70周年を迎える現代社会は、景気は決して良くありません。多くの社会問題を抱えたこの時代は、我々土地家屋調査士業務の景気を大きく2分化して、土地取引が激しい都心部で多忙な毎日を送っている土地家屋調査士と不動産取引が全く無い第1次産業が主体とする地域にいる土地家屋調査士に分かれている。しかし、今後の社会は、こうした社会問題を解決するための政策等が検討され、管理が放棄された所有者不明土地問題の解決に向け、土地基本法の改正が行われ「土地の境界の明確化」が推進される事業が今後生まれてくる可能性が十分にあります。

また、林野庁は、林業の推進を目的とする森林経営管理法（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-25.pdf）の施行による国民から森林環境税を集め、森林環境譲与税を令和元年度から200億円、令和6年度から600億円が全国の市町村と県に支払われる。農業でも、6次産業化推進交付金や整備交付金などが今年度は約25億円の予算措置をしております。（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/yosan/attach/pdf/index-56.pdf）

いずれも市区町村や都道府県が窓口で取り組んでいますが、黙っていては我々に直接連絡が来るわけではないのでお金は落ちてこない。しかし、我々はこうした事業に関与する専門性を既に持っているわけです。人と土地の間にある権利、責任、制限等についての情報をいつも知らぬ間に確認している。そうした情報を組織の中で収集し、有効利用することで関与することができることに気付いていないのではないでしょうか。

70周年は、会員全員が専門性を更に磨き上げ、制度発展に努力して明るい土地家屋調査士像が見えてくるそんな70周年になることを切に望むものであります。

～変化できる～

日本土地家屋調査士会連合会　副会長　　野中　和香成

今年は昭和でいうと昭和95年となります。昭和25年7月31日に、土地家屋調査士法（法律第228号）が成立し本年で70年を迎えます。

昭和25年の当時の状況を見てみますと

・サンフランシスコ平和条約発効前でGHQによる占領のもと復興に取り組んでいた時期
・聖徳太子像の1000円札が発行、また金閣寺が全焼した年
・昭和25年6月29日　朝鮮戦争
　福岡県をはじめとする西日本各地に空襲警戒警報が発令され、戦後間もない時期で激動の時代
・昭和25年5月のシャウプ勧告を受けた税制改革台帳制度改正
・昭和25年7月31日第8回臨時国会に税法改正案と共に再提出され「土地家屋調査士法」が制定公布

70年という長きにわたりこの制度が維持できたのはひとえに諸先輩方の日々の業務の努力の賜物であり、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、私事ですが、私は1977年生まれです。77年ということは昭和52年です。5と2を足せば7、年齢は43歳、4と3を足せば7ということで7とは関係の深い一年になりそうです。

そのような中、令和2年は、感染症の拡大という、思いもよらない事態で幕が開けました。昨年の12月に発生した新型コロナウイルスは、世界中に広がりました。

会員の方からは近親者の陽性確認の情報や、隣地所有者等の立会い拒否等の報告をいただいています。

日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）においては、「密閉、密集、密接」の「三密」を避けることにより「人と人との接触を7割から8割削減」を目標として、原則として全ての会議を、電子会議により実施する対応をとっています。日調連では、約10年前から電子会議システムを導入していますが、このような状況で活用することになるとは夢にも思いませんでした。

電子会議を行った感想としてはなかなか利便性がよいということです。必要な設備もノートパソコンのみで対応できます。若干の問題点としては、一つ目は当日やむを得ず配布する紙資料の配布ができないことです。配布しないようにするためには会議前の準備が今まで以上に必要になります。しかしながら事前の準備に時間を割くということはそれだけ内容の濃い会議ができるということになります。この点は問題点ではなくプラスの側面を持つのかもしれません。二つ目はインターネット回線の状況で音声、映像の乱れが発生することです。こちらは、どうしようもないことなので技術向上に期待したいと思います。若干の問題点のみでスムーズに会議が行えることは、顔と顔を突き合わせての会議こそ会議と思っていた私としては実に意外でしたが…。「馬には乗ってみよ、人には添うてみよ」と肌で実感した数か月でした。

日常生活と私たちの働き方の変化は、今後どうなっていくのでしょうか？日調連の会議ですら電子会議でまかなえる状況から考えると、テレワークで仕事が完結してしまうかもしれません。毎日会社に通勤する必要もなく、住まいは都市部ではなく地方がよいと考える人も増えるかもしれません。私の地元は、人口約6.5万人程度の小さい街ですが、既に都市部から地方へと転入する方もちらほら見掛けます。今まで私たち土地家屋調査士の仕事はどちらかといえば都市部の方が地方より仕事量が多い傾向だったと思います。しかし今後の状況次第ではどうなっていくのでしょうか？

土地家屋調査士においても制度が発足した70年前に登記のオンライン申請ができるとは誰も考えていなかったのではないでしょうか？インターネットサービスが開始して約30年。今では当然のことでもインターネットもなく携帯電話もない時代、70年とはそれだけ遠い昔と感じます。

チャールズ・ダーウィンは「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるでもない。唯一生き残るのは、変化できる者である」と言っています。土地家屋調査士は、この国家的な危機にどう対応していけるのか考えなければならないと思います。阪神・淡路大震災、東日本大震災といった国難の中、土地家屋調査士はその専門職能を発揮し対応してきた実績があります。「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」とする使命規定を基に、今一度先人たちの70年前の思いを感じ、変化できる土地家屋調査士として対応ができればと思います。

この原稿が掲載される時期にはコロナウイルスが収束し会員の皆様とともに、各土地家屋調査士会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と連携をとり合い、土地家屋調査士制度制定70周年事業による制度広報が行えることを願ってご挨拶とさせていただきます。

土地の表示に関する登記の沿革(18)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井　克美

第10　国土調査事業

続きから((5)地籍調査の問題点　ウ　一筆地調査における地積測量図の取扱いに関する問題(ア)土地台帳における地積測量図の取扱い 会報5月号(No.760)に掲載)

ウ　一筆地調査における地積測量図の取扱いに関する問題

(イ)表示に関する登記における地積測量図の取扱い

a　表示に関する登記制度創設(昭和35年法律第14号)後、申請書に添付された地積測量図は、土地図面綴込帳に編てつし(旧不登細則15条ノ2第1項)、永久に保存する(同細則37条ノ4第1項本文)とともに、登記簿の附属書類として、写しの交付(注1)又は閲覧の請求を請求することが認められていた(旧不登法21条1項)。

b　登記所に提出された地積測量図は、地積積算機能に加えて筆界特定機能を期待され、土地図面綴込帳に編てつされ(旧不登細則ノ2第1項)、永久保存とされた(同細則37条ノ4第1項本文)。

しかし、表示に関する登記制度が発足した当時は、地価が安かった上、土地の所有者や不動産業者はもとより、土地家屋調査士や登記官においても、土地の境界に対する考え方が今日に比べて非常におおらかであったことに加えて、制度発足当初においては課税台帳としての土地台帳当時における取扱いが踏襲され、しかも、土地の表示に関する登記の理論もいまだ確立していなかった。このため、地積測量図を作成する前提として、当該土地の範囲を確定するため、隣接地所有者の立会いを求めて土地の境界を確認した後に測量するというようなことが必ずしも励行されておらず、土地所有者の指示のみによって測量した成果に基づいて作成されたものも多かったようであり、このような地積測量図にあっては、必ずしもこれに基づいて、土地の境界を確認することについては疑問がある(注2)。

c　分筆の登記等の申請に基づいて、登記官が、登記所に提出され、保管されている地積測量図について、筆界確認資料として、現地に赴いて利用する場合、当該地積測量図がどこを起点として測量した成果か、また、現地のどこの箇所を筆界として認定したのかが必ずしも明確ではなく、後日の紛争を助長するといった事例が見受けられた。

そこで、昭和52年、旧不動産登記法施行細則が改正されて(昭和52年法務省令第54号)第42条ノ4第2項の規定が新設され、「前項ノ地積ノ測量図ニハ土地ノ筆界ニ境界標アルトキハ之ヲ記載スベシ」と規定された。

そして、この改正に伴い、不動産登記事務取扱手続準則が全面改正され(昭和52年9月3日民三第4473号民事局長通達)、「境界標」とは、永続性のある石杭又は金属標等の標識をいうこと(98条1項)と、境界標の表示に代えて、地積測量図に、当該土地の適宜の筆界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載して差し支えないこと(同条3項)とされた。

その後、地積測量図への境界標の表示又は恒久的地物との位置関係の記載がなかなか励行されない現状にあり、それによって上記改正の趣旨が達成されないばかりか、土地の実地調査に困難性が伴うなど土地の表示に関する登記事務の適正処理の障害ともなっていた(注3)として、平成5年法務省令第32号により旧不動産登記法施行細則第42条ノ4第2項の規定が改正され、「前項ノ地積ノ測量図ニハ土地ノ筆界ニ境界標アルトキハ之ヲ、境界標ナキトキハ適宜ノ筆界点ト近傍ノ恒久的ナル地物トノ位置関係ヲ記載スベシ」と規定された。

d　前掲の昭和52年の細則・準則の改正後に登記所に提出された地積測量図は、地積積算機能(地積測定の結果を明らかにする機能)のほか、筆界特定機能(現地を特定する機能)を有することに鑑

み、土地の境界に境界標が設置されているときは地積測量図にその旨を記載すべきものとされたのであり、登記官は、分筆等の登記を実行する場合は、この地積測量図に基づいて筆界を確認することになり、しかも、地積測量図は写しの交付の請求(不登法121条1項、不登令21条1項)や閲覧の請求が認められている(不登法121条2項)。

そうすると、地籍調査の実施機関は、登記所に保管されてる地積測量図の内容と異なる筆界を地籍調査の成果とする場合は、当該地積測量図の内容が誤っている事実を明らかにしなければならない、ということができよう。

(ウ)地積測量図の閉鎖の取扱い

a　登記官は、次に掲げる登記をした場合は、次に掲げる地積測量図を閉鎖しなければならない(不登規則85条2項)。

①　地積の変更又は更正の登記をした場合(変更後又は更正後の地積測量図がある場合に限る。)は変更前又は更正前の地積測量図(同項1号)

②　滅失の登記又は表題部の抹消をした場合は滅失前又は抹消前の地積測量図(同項2号)。

③　土地改良法(昭和24年法律第195号)又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく換地処分の登記をした場合は、従前の土地に係る地積測量図(同項3号)

b　国土調査において、都道府県知事は、国土調査の成果を認証したときは、管轄登記所に対して、国土調査の成果の写しを送付しなければならない(国調法20条1項)。そして、登記所は、送付に係る地図及び簿冊に基づいて、土地の表示に関する登記等について変更又は更正の登記をしなければならない(国調法20条2項)。

この都道府県知事が送付する地図及び簿冊には地積測量図は含まれていない。

c　このため、登記官は、国土調査の成果に基づき地積の更正の登記をしても、更正前の地積測量図を閉鎖することができない。この結果、地積測量図が登記所に提出されている土地について、登記記録に、国土調査の成果に基づく地積の更正をすると、登記記録上の地積の記録内容と当該土地に関する地積測量図の内容とがそごすることとなる。例えば、市町村が庁舎敷地とするため10番の土地の一部を買収し、代位により、10番の土地を2筆の土地とする分筆の登記(10番1の土地は残地計算)及び分筆後の10番2の土地(500 m^2)について買収による所有権移転の登記をそれぞれ嘱託し、これらの登記が経由された後に国土調査を実施した場合において、10番2の土地の地積が520 m^2とする地図及び簿冊が登記所に送付されると、登記所は、10番2の土地の地積を500 m^2から520 m^2とする地積の更正の登記を登記記録に記録することになるが、地積測量図の提出がないため、500 m^2と記載された地積測量図が当該土地の地積測量図として保管され、一般に公開されていることになる。

(エ)地籍調査による登記と地積測量図の取扱い

a　地籍図は、国土調査法を根拠とする調査、測量の結果に基づいて作成された地図であり、かつ、現状における最新の土地の位置及び区画を描画したものであるといえる。

また、市町村は、国土調査の結果に基いて作成した地図及び簿冊を公告し、一般の閲覧に供した(国調法17条1項)後、都道府県知事による国土調査の成果の認証を受けている(同法19条2項、3項)。

そうすると、登記官は、地籍図の描画内容と地積測量図と形式的に比較対照して、これらが形式的に一致しないことを理由に、直ちに地籍図の適否を即断することはできないであろう。そして、地籍図の描画内容が地積測量図とそごするとして、国土調査法に基づく成果の登記をしないことは、同法第20条第2項の規定の趣旨に反することになろう。したがって、登記官は、国土調査の成果に基づく登記については、地籍図と地積測量図との関係を調査することは、特段の事情が存しない限り、必要ないものと解される。

b　国土調査の成果による登記が完了された地域においては、その後の表示に関する登記は、原則として法14条地図として備え付けられた地籍図(不登規則10条5項)に基づいて処理することになる。したがって、地籍図の描画内容と抵触することとなった既提出の地積測量図を保存し、公開

する必要はないことになる。

しかし、国土調査法の性質は、既存の筆界を確認するものであって、新たな筆界を形成するものではない(本誌759号3ページ)。また、前述((イ)のc)のとおり、国土調査の成果に基づく登記をしても、既提出の地積測量図を閉鎖することができない。

c　地籍図の描画内容とそごする地積測量図を併存させておくことは、表示に関する登記の事務処理をする上で支障があり、また、この地積測量図を公開することは問題がある。

そこで、国土調査の成果に基づく登記をした場合、登記官は、当該国土調査の実施地区内に存する土地について国土調査の成果に基づく登記をしたか否かにかかわらず、当該登記の前に提出された地積測量図の適宜の箇所に「国土調査実施前提出」と記録するものとされている(不登準則57条)。

d　国土調査の実施機関は、地籍簿及び地籍図を登記所に送付する前提として、一筆の土地の筆界を確認し、測量し、地積を測定した後、都道府県知事の認証を得ているのであるから、当該送付に係る地域に関する各土地の地積測量図を提出することが望まれよう。国土調査の成果に基づく地積測量図が登記所に送付されると、当該地積測量図によって、地籍図では描画することができない一筆地の細部情報が明らかになり、しかも、これと内容において抵触する既提出に係る地積測量図を閉鎖することが可能となり、もって、筆界紛争の防止につながることが期待できる。

(注1)　地積測量図は、当初は、「登記簿の付属書類」として、利害関係人からの閲覧請求のみが認められていた。しかし、表示に関する登記制度の創設以来、登記所に多くの地積測量図が保管され、これが筆界に関する重要な図面であることが認識され、不動産取引、金融取引や訴訟等において、登記簿や地図、土地台帳附属地図に併せて、利用されるようなった。このような地積測量図の利用の実態を受けて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)とともに公布された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(同年第43号)において、旧不動産登記法が改正され、地積測量図は、利害関係部分の閲覧請求のみならず、何人に対しても、写しの交付請求が認められた(旧不登法21条1項、平成13年2月16日民二第445号民事局長通達第1)。

(注2)　甲府地方裁判所昭和53年5月31日判決(訟務月報24巻8号1,609ページ)は、土地の分筆に際しては当該土地と隣接土地との境界を常に確定した上で分筆の登記がされるわけではなく、また、土地が分筆されたからといって各境界が公認されるわけでもない旨を判示している。

(注3)　門田稔永ほか「不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う登記事務の取扱いについて」(登記研究551号130ページ)。

(次号へつづく)

第20回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

令和2年3月11日(木)、東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて、全国土地家屋調査士政治連盟『第20回定時大会』が開催された。

大会は、役員19名、各土地家屋調査士政治連盟会長・代議員41名が出席し、来賓として日本土地家屋調査士会連合会(以下、「日調連」という。)から國吉正和会長、鈴木泰介副会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下、「全公連」という。)から榊原典夫会長をお迎えし開催した。

今大会は、新型コロナウイルスの感染拡大を懸念して開催自体が検討された。また、大会翌日に予定されていた会長会議は取りやめとなった。開会に先立ち開催日が奇しくも東日本大震災の日から9年目に当たり、参加者全員で黙とうを捧げた。

全調政連 椎名会長

大会の初めに、椎名会長が挨拶に立ち、コロナウイルス禍の厳しい状況にかかわらず定時大会が開催されることについて感謝の意を述べた。

昨年、新執行部が誕生して一年が経過したが、この間、土地家屋調査士の社会的、経済的、地位の向上を目指し、積極的な活動を展開してきた。取り分け、狭あい道路解消と官民境界確定事務の民間委託を推進する法的環境整備については、道路内民有地の解消と併せて「**防災、減災、国土強靭化**」に資するものであり、今後もしっかりと取り組む決意を述べられ、また成果の一つとして、4年掛かりで取り組んできた国の**入札業種区分に登記関連業務等の項目が設けられた**ことが報告された。

さらに、昨年の、使命規定をはじめとする改正が行われた土地家屋調査士法への取組では、与野党約300名の議員連盟の国会議員の方々への土地家屋調査士制度のアピールとともに、訪問や協議を重ねたことが、法改正に大きな役割を果たしたと述べ、完全オンライン実施となる資格者代理人制度が司法書士に先駆けて導入できたことや、国民の不動産に関する権利の明確化に欠かせない14条地図を作成するため、予算案の基礎となる骨太の方針への記載も、全調政連役員の皆様と共に、タイムリーな情報交換と活発な政治活動を行った成果であると強調した。

最後に、今年1,200人規模で開催される東京国際フォーラムでの「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」を日調連、全公連と一丸となって成功に導くとともに土地家屋調査士制度の改革推進にまい進する熱意を述べ挨拶を結んだ。

日調連 國吉会長

続いて、日調連の國吉会長から挨拶があり、昨年の土地家屋調査士法の改正が、これまであった改正の中でも大きなものの一つであり、使命規定の新設や懲戒権者などの規定改正を受けて、会則改正、調査測量実施要領の改訂及び職務規定の制定などの作業を進めると報告があった。

さらに、入札区分問題については、政治連盟の努力で勝ち取ることができたことに謝辞を述べられた後、今年、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えることに言及し、土地家屋調査士の将来のあるべき姿のための基本計画を立て、土地家屋調査士が将来にわたって必要であるという資格者であり続けるために努力すると決意が示された。

全公連 榊原会長

全公連の榊原会長からは、空き家問題、所有者不明土地問題の法務省における中間試案の取りまとめや民法、不動産登記法の改正、土地基本法の改正案などの現状を報告された。

また、昨年の土地家屋調査士法の使命規定新設に対し、公益法人たる協会の公益目的事業推進により、法律改正の趣旨に沿った事業展開ができるとの考えを述べられ、特に官民境界確認補助業務や建築確認時の狭あい道路解消を図る事業を地域の土地家屋調査士

が受託し、筆界を明らかにし、管理に資することは、国土強靭化、防災、減災に寄与することから、これらの事業推進を提案していく意向が示された。

さらに、これらの活動への政治の力は大変重要であり、土地家屋調査士政治連盟への期待は大きなものがあり、全公連は今後とも土地家屋調査士制度の更なる発展のため、3会(日調連、全調政連、全公連)の連絡調整と協調に一層努力していく考えを述べた。

次に、愛知調政連の小島篤実会長が議長に選出され、令和元年度活動報告を幹事長及び担当副会長等が行い、質疑応答の後、議場に諮ったところ異議なく了承された。

続いて、議事に入り、第1号議案「令和元年度収入支出決算報告承認の件」が上程され、会計責任者が提案理由を説明し、監事が監査報告を行った。また、質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第2号議案「令和2年度運動方針(案)」及び第3号議案「令和2年度収入支出予算(案)」は一括上程され、幹事長及び会計責任者が提案理由の説明を行った。質疑応答の後、議場に諮ったところ両議案ともに原案のとおり承認された。

第4号議案「全国土地家屋調査士政治連盟規約の一部改正(案)」、第5号議案「全国土地家屋調査士政治連盟役員選任規則の一部改正(案)」及び「第6号議案全国土地家屋調査士政治連盟大会議事運営規則の一部改正(案)」は一括上程され、担当副会長が提案理由の説明を行った。質疑応答の後、議場に諮ったところ3議案ともに原案のとおり承認された。

定刻どおり大会が終了し、午後6時から懇親会が開催された。

例年は、大会構成員のほか各党議員連盟所属の国会議員等の方々100名以上のご出席をいただくが、今年は新型コロナウイルス感染症対応により、残念ながら懇親会への国会議員へのご招待がかなわなかった。そのような中、土地家屋調査士でもある参議院の豊田俊郎議員が特別参加された。

始めに、全調政連の椎名会長、続いて日調連の鈴木副会長が挨拶に立った。挨拶には、これまでの活動が成果を出している状況の変化をより有効に生かし、共に力を合わせて活動していこうという呼び掛けがあった。また、豊田俊郎参議院議員からご挨拶の中で、前日である3月10日締め切りの民法等改正試案に対するパブリックコメント募集について、その応募件数が250件を超えたことが報告された。今回の懇親会は9テーブルに分かれて着席での会食歓談に加え、「全調政連に物申す」と題して各テーブルから代表者が演壇に立ち、意見が述べられ、和やかであるが有意義な意見交換がされる中、午後8時に閉会した。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
副会長　神寶　敏夫

会場の様子

岐阜県土地家屋調査士会

岐阜県の沿革

岐阜県は、北部の飛騨地方は大部分が山地で、東側に北アルプスの槍・穂高岳連峰、独立峰として御嶽山・乗鞍岳など、標高3,000ｍ以上の山々が連なっています。また、南部の美濃地方は濃尾平野の一部である美濃平野を木曽三川(木曽川・長良川・揖斐川)が流れており、海抜０ｍの水郷地帯に及んでいます。このように、緑と水に恵まれている岐阜県は、古くから「飛山濃水(ひさんのうすい)の地」と呼ばれています。

岐阜県の観光

今年の売りは何といっても岐阜県内の各地が大河ドラマの「麒麟がくる」の舞台になっていることです。今ドラマでは稲葉山城(金華山、岐阜城)の城主斎藤道三と息子の斎藤義龍との確執、道三と織田信長との緊張した関係の中、道三の娘で信長の妻帰蝶を絡めた人間ドラマが繰り広げられ、いよいよ面白くなってきたところです。そこで、記念館等の紹介をしたいところですが、時節柄建物の紹介はやめて戸外で見ていただけるお城を紹介します。とは言っても、お城も建物なので城跡や、石垣めぐりです。①岐阜市 金華山の岐阜城 麓から歩いて2時間、ロープウエイもあり新たな石垣も最近発見された。②恵那市 岩村城跡 美しい石垣が魅力。③中津川市 苗木城跡 巨岩を取り込んだ石垣が見どころです。

岐阜会の概要について

当会は5支部で構成されており、本年4月1日現在の会員数が374名、6法人で、会員数ピーク時の平成15年の409名からは減少していますが、ここ数年は会員の減少傾向は何とか踏みとどまっている状況です。会員の年齢構成としては、40代、50代が全会員数の50パーセントとなっており、全国平均の43パーセントと比べると少し多いのが特徴です。

会館について

岐阜県土地家屋調査士会館は、昭和48年建築の鉄骨造3階建の建物で本会事務局と公嘱協会事務局が入居しています。会館建物は、平成30年に全国各会に照会させていただいた会館建物の維持管理に関するアンケート結果によると、全国で一番古い建物ということが判明しました。今、このアンケートを基に会館整備に関するPTを立ち上げ精力的に会館整備について検討しているところです。当会館は、法務局に近く立地条件はよい場所にありますが、JR岐阜駅からは徒歩25分と少し距離があります。新たに面積的に余裕のある敷地を購入の上建て替えるのか、現在の敷地に建て替えるのか、交通の便のよい場所の賃貸物件に入居するのか、現在の建物を耐震補強して改修して使っていくかの4つの選択肢がある中で、どれを選択するか非常に難しい判断をしなければいけない時期に来ています。

事務局について

事務局は高田事務局長以下、連合会、政連担当の堀本職員、広報部及び岐阜支部担当の豊田職員、経理担当の橋本職員の3名の女性事務職員の併せて4名体制で執務しています。

事務局の執務体制を当地の鵜飼に例えると、3人の女性鵜匠が3本の糸で結ばれた少しくたびれた一羽の鵜を見事な手綱さばきで川に潜らせます。鵜が必死の思いで飲み込んだ鮎を吐き出すと、次の鵜匠がまたまた見事な手綱さばきで川へ潜らせ、鵜が鮎を飲み込んでドヤ顔で戻ってくる感じです。古参の鵜は、鵜匠の誉め言葉に再び勇んで川へ潜っていく、そんな日常です。

京都土地家屋調査士会

京都会事務局紹介

京都会は1951（昭和26）年3月17日に京都商工会議所会議室にて総会が開催され、創立されました。創立総会には、土地家屋調査士の資格を有している約100名が参加しました。その後、1973年に現住所の用地を取得し、旧会館を建設しました。現在の会館は、2007年に竣工した鉄骨造かわらぶき・陸屋根4階建の建物です。

現在、個人会員数は300名、法人会員数は10事務所で、事務局職員は3名体制です。

予算規模は、今期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業活動収入合計約6,300万円、事業活動支出合計約6,300万円です。我々の事業活動の特色としては、外部広報活動に力を入れていることがあります。

	京都会	世の中
1951年	京都会創立 第1回総会	NHK第1回紅白歌合戦 三原山大爆発
1958年	京都会会報第1号 発行	東京タワー完成 1万円札発行
1973年	現住所の用地取得	
1974年	現住所に移転（旧会館竣工）	長嶋茂雄引退 超能力ブーム（ユリゲラー）
2007年	現会館竣工	サブプライムローン危機 郵政民営化スタート

京都会の会館は、京都御所（京都御所は、その古来の内裏の形態を今日に保存している由緒あるもので、現在のものは安政2年（1855年）の造営である。紫宸殿を始めとし、清涼殿、小御所、御学問所、御常御殿など平安時代以降の建築様式の移りかわりをつぶさに見ることができます。）のすぐねき（京都弁で近くのこと）にあり、春には近くにある京都市立御所南小学校の桜並木が美しく、色々散歩が楽しめます。

ところで、昨年度から我々事務局は、ホームページのリニューアルと、会員専用ページの構築に力を入れて取り組んでいます。ホームページのリニューアルは、令和元年12月に完成し、既にリリースしておりますので、一度ご覧になってみてください。また、会員専用ページについては、令和2年4月から稼働したところで、できたてホヤホヤです。会員専用ページは何かといいますと、「京都会会員および事務局が、日常の仕事および会務を、円滑・効率的に進めることをサポートするための窓口ホームページ」と、ご理解いただければと思います。具体的な機能としては、次のものを実装しています。

1）　会員名簿システム
2）　会員への各種通知システム
3）　会務スケジュール管理システム
4）　会館設備予約システム
5）　各種文書管理システム
6）　電子会議室

同様のシステム導入を検討されている方がおられれば、会員専用ページは外部からはアクセスできませんので、ぜひ京都土地家屋調査士会館へお越しになって、事務局のパソコンから会員専用ページのデモ画面をご覧になってみてください。

【京都土地家屋調査士会連絡先】
〒604-0984　京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439
電話：075-221-5520　FAX：075-251-0520
URL：https://www.chosashi-kyoto.or.jp/
E-mail：mail@chosashi-kyoto.or.jp

WEB会議室

当会会館の外観

大分県土地家屋調査士会

大分県土地家屋調査士会事務局は、県庁所在地で人口約48万人の大分市の中心部にあり、司法書士会との合同会館内に事務所を構えています。(ちなみに建物名は「司調会館」と名付けられています。)以前は大分地方法務局が隣接しており、そこを中心に各士業の事務所が点在している状態でしたが、2010年に大分法務総合庁舎が500ｍほど離れた現在の位置に完成し、法務局はそちらへと移転してしまいました。中心としてきた大分地方法務局の跡地は広い駐車場となってしまい、現在はなんとなく象徴を失った感じが否めません。それでも500ｍ圏内に大分地方法務局や大分県庁、大分市役所が位置するとっても立地のよい場所となっています。司調会館は3階建てで、1階は駐車場と公嘱協会の事務所、2階は調査士会と司法書士会の2つの事務所、3階は大小会議室として利用されています。昭和31年の事務局新築から幾度かの建て直しや増改築等を経て、土地家屋調査士法制定50周年の年度である平成13年度に現在の司調会館が合同会館として完成されました。新築から約18年、現在は経年による劣化が若干見られ、今年から部分的に修繕工事を行っています。

大分会事務局は、事務局長と事務員2名の3人体制で運営しています。大分会では平成24年2月からADRについて、境界問題相談センターを設立しており、当該事務局も大分会事務局にて兼務していることから、事務局職員が県民の境界問題についての悩みを直接伺うことが多く、境界というものを身近に感じられるようになったと感じています。

次に、少しだけ大分県の紹介です。大分県は「アジアの玄関口」である九州の北東部に位置し、北側は周防灘、東側は伊予灘、豊後水道に面した総人口約114万人の温暖な気候に恵まれた県です。なんといっても温泉が有名な県ですが、その他にも八幡総本宮である宇佐神宮や国東半島では国内でも珍しい神仏習合である六郷満山、国宝臼杵石仏などの文化遺産も数多く存在しています。ぜひ全国の皆様にも機会があればお越しいただきたいです。

最後になりましたが、大分会の会員数は令和2年3月末で個人会員数170名と法人会員数1法人となっており、事務局は今後も会員の皆様へのより良いサポートができるよう、執行部と連携を図り、日々の業務に精進していく所存です。

【大分県土地家屋調査士会連絡先】
電話：097-532-7709　FAX：097-536-4088
URL：http://oita-chosashi.jp/
E-mail：oitakai@oita-chosashi.jp

【境界問題相談センター】
TEL：097-574-7864
受付：10時～16時(土・日曜・祝日は休み)

事務局

会議室

全景

茨城土地家屋調査士会

茨城会事務局は、現在正職員３名が勤務しております。会員数は令和２年４月１日現在385名と７法人が在会しております。令和元年度の予算規模は約7,000万円です。

会館は自己所有となっており、市街化調整区域内に建っているのですが、基線場があり、その管理事務所も兼ねております。平成５年５月に完成した現在の会館は、当時は「東茨城郡内原町」という住所でしたが、平成17年２月に水戸市と合併となり、現在の「水戸市大足町」に表記が変更となりました。水戸地方法務局へは車で20分程度掛かるのですが、常磐自動車道水戸インターチェンジに近く、車社会の茨城県ならではの立地となっております。

平成23年に発生した東日本大震災では、会館に大きな被害が出て、約50台分ある駐車場を含めてかなり大がかりな修復を行いました。その影響か昨年度の台風19号通過の際は雨漏りに悩まされました。

会館内には、土地家屋調査士会事務局のほかに茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局が入居しています。

茨城県は関東地方の北東部に位置し、人口約290万人、面積6,100 km^2となっております。特筆すべきは耕地面積で、約1,720 km^2は全国第３位、耕地面積比率は約30％で全国第１位の農業県です。全国１位の生産量を誇るメロンをはじめ、レンコンやサツマイモなど様々な野菜を生産しています。

民間調査会社が毎年発表している「都道府県魅力度ランキング」では47位が定位置の茨城県ですが、観光地としても水戸徳川家第９代藩主徳川斉昭公が造営した日本三名園の一つ偕楽園やブロンズ製の立像として日本最大の牛久大仏など見所があります。また、袋田の滝、筑波山、五浦海岸などの景勝地も数多くあります。国営ひたち海浜公園は花の名所としても知られており、特に春はネモフィラ、秋はコキア（ほうき草）がテレビなどでも取り上げられることもあり、時期になると公園周辺では県外ナンバーで渋滞が発生するほどです。「魅力度ランキング最下位でも、皆さん茨城のことは結構好きなんじゃない」なんて思いながらその渋滞に巻き込まれています。

ゴルフ場も数多くあります。隠れた魅力のある茨城県に、是非お越しください。

茨城土地家屋調査士会　事務局長　　浅沼義孝

【茨城土地家屋調査士会連絡先】
〒319-0312　茨城県水戸市大足町1078番地の１
電話：029-259-7400　FAX：029-259-7403
URL：http://www.ibacho.or.jp/
E-mail：ibacho@sweet.ocn.ne.jp

正面

ロビー

事務局

広島県土地家屋調査士会

カープだけじゃない。広島県。

広島県といえば、野球は広島東洋カープ、サッカーはサンフレッチェ広島とスポーツチームが強いところと自負していますが、自動車産業や造船等も盛んで、お好み焼きや牡蠣など美味しいものもたくさんある地域ですが、最近では、まず、広島レモン。瀬戸内海に浮かぶ生口島のレモン生産量は、全国シェア約61パーセントを誇る生産地で「レモンの島」として知られつつあります。

レモンは寒さに弱いため、冬は暖かく、夏に乾燥する地域で、温暖な瀬戸内海が栽培に適しているようです。

レモンより、キウイフルーツ、ブロッコリー、パセリなど、ビタミンCが多い食べ物がたくさんあるそうですが、レモンがビタミンCの豊富な果実であるというイメージは定着しており、揚げ物にかけたり、焼酎に絞ったりと万能です。広島レモンを食したら、外国産レモンが眼中に入らなくなりました。

レモンの花は年3回咲くそうで、白いレモンの花が咲く、5月や6月は島中とても綺麗で良い香りに包まれます。なお、レモンの実は、季節ものです。年中採れるわけではないようで、多分、11月からの収穫となるようです。

近年、うさぎの島として、有名になったのが、竹原市沖に浮かぶ大久野島です。竹原市の忠海港から船で約15分、周囲約4kmのこの小島は、かつて毒ガス工場があったことから「地図から消された島」と呼ばれていました。海外のSNSで紹介されたことから欧米人が押し寄せる観光ブームとなり、島には約900羽のうさぎがいるそうで、フェリーが着くたびに、愛くるしいうさぎが来島者に寄ってくる様は、まさに癒しの空間です。瀬戸内海の美しい自然の中でうさぎとふれあいながら、のんびりできるのが人気で、時には1時間ものフェリー待ちが！

人口の推移と会員数の動向を見ますと、広島県は、平成7年には288万人でしたが、平成27年には約284万人と微減傾向にあり、広島会の会員数を見ても、平成18年には490名を超えていましたが、令和元年3月末の会員数は423名、法人会員は11法人となっており、令和元年度の決算額は約7,800万円となっています。当会には支部が7つありますが、支部会員の減少が悩みの種という地域もあり、厳しい現実に直面しています。

広島会の会館は、JR広島駅北口から西に徒歩15分の利便性のよい場所にありますが、平成12年度竣工から約20年経過し、そろそろ会館の改修を図る時期が近づいています。

会館正面（駐車場入り口から）

会館は、鉄筋コンクリート造陸屋根4階建床面積798平方メートルで、1階は14台の駐車場、2階は本会事務室のほか、相談室、12名用小会議室、3階は、相談室、調停室、ロの字方式30名の中会議室となっています。

そして、広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局があり、4階には、教室方式60名の大会議室があります。

当会の事務局は、事務長以下4名の勤務体制で、会員が安心して業務に取り組めるよう、頑張る毎日です。

3階中会議室（窓側から）

4階大会議室（入口側から）

当会は、昨年度と本年度は、中国ブロック協議会の担当会をさせていただいており、広島は、中国地方各県から、集まりやすい交通形態となっています。中国ブロック協議会が一つになって、より良い体制づくりを目指しております。

余談ですが、広島県人を見抜く方法があります。「お好み焼きは広島風。広島焼ですね。」と声を掛けてみてください。

すると、広島人は、「風（ふう）とはなんですか。風（ふう）とは。広島焼という食べ物はない!」と必ず、熱く、お好み焼き論を語り始めますから。

なお、注意として、この話は関西の方には言わないようお願いします。

【広島県土地家屋調査士会連絡先】
〒732-0057　広島市東区二葉の里一丁目2番44号
電話：082-567-8118　FAX：082-567-8558
URL：http://www.hiroshima-chousashi.or.jp/
E-mail：chosashi＠mocha.ocn.ne.jp
【境界問題相談センターひろしま】
電話082-506-1171

愛しき 続!! 我が会、我が地元

Vol. 76

「愛しき我が会、我が地元」は、2014年3月号から2018年4月号をもって全国50の土地家屋調査士会のご紹介を終え、引き続き2018年5月号から2020年5月号をもって2巡目のご紹介を終えることができました。寄稿くださいました全国の土地家屋調査士会、会員の皆様へ心から感謝申し上げます。

本年2020年をもって「土地家屋調査士制度」は制定70周年を迎えることから、連合会広報部では好評につき、「全国の土地家屋調査士会の広報活動」を紹介する当シリーズを再び連載することといたしました。テーマを「土地家屋調査士PR（啓発）活動、オリジナルグッズ紹介」や「社会貢献活動」、各土地家屋調査士会において特色ある取組・観光地・名産・人物等々多岐にわたる紹介といたしましたので、お楽しみいただけますと幸いです。

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

釧路会　『秘境シレトコ』

釧路土地家屋調査士会　広報部　　加納　芳郎

知床自然センターから知床五湖に向かっていた観光バスが、停留所のないところで止まった。バスガイドが指さす方を見ると、大きなヒグマが数メートル先の草むらの中を我が物顔で歩いていた。私が野生のヒグマに遭遇したのはこれが初めてだった。ヒグマの生息域に侵入したのはこちらの方なので、ヒグマが悠々と歩くのは当たり前のことだが、余りの至近距離だったので、世界でも有数の熊の密集生息域「知床」を実感した瞬間だった。

「知床」は2005年7月、日本で三番目のユネスコ世界自然遺産に登録された。遺産地域は知床半島とその周りの海を含む約71,000ヘクタール。知床では海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、豊かな生態系を形づくっているという。

知床のウトロで2015年7月、北海道ブロック協議会定時総会が開催されたとき、私は初めて知床を観光した。そのときの印象を交えながら、知床の魅力の一端をご紹介したい。

知床半島は、先端の知床岬を向いて、左手がオホーツク海に、右手は根室海峡に面し、半島の左半分は斜里町にあり釧路地方法務局北見支局管内、右半分は羅臼町にあり同局中標津出張所管内に属する。

私は、大小五つの湖が集まる知床五湖周辺の地上遊歩道を散策したいと思った。ここは、半島のオホーツク海側の中央付近にある港町ウトロから、知床岬方面へ少し行ったところの丘の上にある。

散策に先立ち、知床自然センターでネイチャーガイドによるレクチャーを受けた。夏場はヒグマの活動が活発で、レクチャーを受けることが入場の条件となっており、必ずガイドが同行する。万が一ヒグマに遭遇したときは、「絶対に走って逃げようとしないでください。ヒグマは車並みの速度で走るので、必ず追い付かれます。ヒグマから目を離さず、ゆっくりと離れるようにしてください。私がガイドしますから大丈夫ですよ」と教わるが、いざというとき果たして自分が冷静に行動できるのか不安になる。一方で怖い物見たさもある。当日は好天に恵まれた。

木立の間から見える知床五湖

岩を抱えたトドマツ

木立の間から湖が見え隠れする。突然笹やぶの向こうからガサッ、ゴソッと物音がすると、ドキッとする。幸か不幸かヒグマには遭遇しなかった。

知床五湖には800ｍの高架木道(高さ2～5ｍ)が整備されていて、オホーツク海が一望でき、地上の遊歩道とはまた別の雄大な景色が広がっていた。

高架木道から望むオホーツク海

知床五湖周辺は、大正時代と戦後に大量の森林が伐採され畑に変わった時期があったが、いずれも失敗し、昭和40年頃には全戸が離農した。その後、森を復元しようと「しれとこ100平方メートル運動」が興った。斜里町が募金を集め土地を買い取り、植林し整備を行う運動である。森の復元に数百年掛かるという遠大な計画である。

ウトロから遊覧船に乗り、オホーツク海側の巨大な断崖を見る。断崖は高いところまで大きく削られ、その上部がオーバーハングの状態となっている。船員さんに成り立ちを聞くと、流氷による切削と、火山活動による隆起を繰り返したことでこのような断崖が作られたとのこと。流氷がノミの役割をしたわけである。流氷による影響の少ない、半島の反対側の根室海峡側とは海岸の様相が異なる。

遊覧船から望む断崖

断崖にはセグロカモメが営巣し、アマツバメの群れが忙しく飛び回る。赤い足が特徴のケイマフリが海面を出入りする。V字に編隊を組んで海面すれすれを飛行し、海中の魚群を探す水鳥もいる。イルカの背びれが幾つも海面に見え隠れする。

時間の都合で、根室海峡側の羅臼を訪れることはかなわなかったが、ここは日本有数のホエールウォッチングのポイント。いつか訪れてみたい。

ところで、北海道ブロック協議会は道内4会で構成されるが、最も遠方の函館会の方に伺うと、ウトロまで列車とバスを乗り継ぎ12時間を要したとのこと。12時間あれば、函館方面から新幹線で九州博多まで行ける。それにしても北海道は広い。

岡山会　『おいでんせぇ「おかやまマラソン」』

岡山県土地家屋調査士会　広報部長　　大森　昭英

岡山県の誇る年中行事の一つ「おかやまマラソン」は今年2020年大会で第6回目になります。

前回大会である「おかやまマラソン2019」は自身としては2回目のフルマラソンへの挑戦だったのですが、運良く当選し出場権を得ることができました。

近年のマラソン人気の高まりとともに国内の人気大会はどんどん当選確率が低くなっている状態ですが、そんな中で「おかやまマラソン」は前回大会の倍率が2.1倍と比較的当選確率の高い大会となりました。

抽選発表の日以降そこらここらで“初めて「おかやまマラソン」に当選したのだよねぇ”なんて話をしていると私以外にも会員が3名も当選していました。

これまで会員同士でマラソンの話をすることなんてなかったことなのですが、それ以来顔を合わせる度に“走ってる？”だとか“YouTubeでコースの下見ができるよ”だとかの話をするようになりました。

もしかしたら昨年も私が知らなかっただけで岡山会以外でも参加された方がいらっしゃったのかも知れません。

簡単にコースの紹介をします。

スタート地点は私たちの岡山県土地家屋調査士会館のすぐ近く、大会当日の動線の関係で多少迂回させられますが、それでも10分くらいで行くことのできる位置です。

スタートしてすぐにJRの跨線橋を渡り、普段お世話になっている岡山地方法務局の前を通り過ぎます。その後、岡山駅前の目抜き通りを走り、最初の関門である4.6㎞がこれまた普段からお世話になっている岡山市役所の前です。そこから第2関門の8.7㎞岡山南警察署までは私の事務所が近いこともあり普段通い慣れた道という感じ。昨年はここでお付合いのある工務店の方の姿を沿道にお見掛けいたしました。

そこから折り返しのある西紅陽台まではひたすら真っ直ぐな道であまり進んでいる気がしないのですが、沿道の声援は凄いし、折り返しから中間地点までの間の往路と復路が並走している箇所があって、そこで既に復路を走っている自分よりハイレベルなランナーたちの姿を見ることができ負けてられないと奮起するのです。そして第4関門を通過。

中間地点からこれまた度々お世話になっている南区役所までの間は、コースの中では最も声援が少なく平坦な道が続くので空を仰いで（なんのために苦しい思いをして走っているのだろう？）などという自問自答をついしてしまうのですが、第5関門を通過し区役所の建物が見える頃にはまたもや沿道を声援が埋め尽くしてくれます。

中央卸市場の前、第6関門を通過すると最大の難所といわれる岡南大橋が見えてきます。さほどアップダウンのないコースの中で唯一の約20ｍの高低差。周りも歩いているし、ついこちらも誘惑に負けて歩き始めてしまうのですが…普段は通ったとしても車で通過するだけの橋、ゆっくり景色を眺めることもありません。橋の頂上付近の眺望をゆっくり楽しむことができるのは大会に参加した者だけに許された特典なのかも知れない、なんて都合のいいことを思うのです。

岡南大橋を渡り切るとおもてなし給食の目玉「ラーメン広場」があります。数種類のご当地ラーメンを堪能することができますので、県外から参加される方は是非‼

第7関門を通過すると左手に旭川を眺めながら市内に向かいます。緩やかに上ってはいますがほぼ平坦な土手の上の道。路肩との距離が近いので声援をより近くに感じることができます。個人的には第8関門付近が最もキツかったです。第9関門は自宅の近くということもあり、町内会の方々の応援に背中を押していただきました。

第10関門が近づくにつれ左手に岡山城が見えてきます。そして日本三名園の一つ岡山後楽園を眺めながら関門を通過。最後の橋である新鶴見橋を渡り往路で通ったJR跨線橋を渡り切るとゴールはもうすぐそこ‼普段の生活ではまず経験することがないであろう大声援が迎えてくれます。

初めての「おかやまマラソン」、晴天にも恵まれ、大会スタッフ、大勢のボランティア、途切れることのない沿道の大声援のおかげで本当に想い出深い大会となりました。

走り終えた他の会員さんに聞くと、皆、口を揃えて“来年も絶対走る！”と言っていました。それどころか今年は補助者の方も含めて事務所全員で抽選エントリーしたという話も伺いました。もちろん私もエントリーしました。それほど魅力的な大会なのです。

残念ながらこの記事が掲載される頃は一般参加の抽選は締め切られた後となってしまいますが、もし、2020年大会に当選された方がいらっしゃいましたら是非ご連絡ください。何等かのサポートをさせていただきたいと思います。

また、この記事を読まれて“来年は走ってみようかな？”と思われた方も是非ご連絡をください。

大会までの種々の情報提供、当日のサポート、もちろん走り終えた後の“ごほうビール”までしっかりお付き合いさせていただきます。あ。私、お酒はてんでダメですが。

備前焼のFINISHERメダル

団体総合生活補償保険のご案内

突然のケガや病気のリスクに備えましょう！

保険期間：令和１年 10 月１日から１年間

中途加入可能です。毎月２０日締切・翌月１日補償開始となります。

POINT 1

お仕事中・日常生活を問わず、病気やケガをした場合 入院・通院ともに初日から補償されます！

※補償タイプにより異なります。

お支払い事例①

測量中に転倒し足を骨折。１０日間入院のうえ、５日間通院治療を受けた。

●ケガのみタイプ「TB」型に2口加入の場合●
傷害入院保険金日額：8，000円、傷害通院保険金日額：4，000円

お支払い金額

入院8,000円 X １０日 ＝ ８０,０００円
通院4,000円 X ５日 ＝ ２０,０００円
合計：１００,０００円のお支払

POINT 2

介護一時金支払特約や日常生活賠償特約など 充実したオプションもご用意しています！

お支払い事例②

休日に自転車にて走行中、タクシーから降りてきた相手と接触。
相手が転倒し手を骨折したため、治療費等20万円を請求される。

●オプション「K」にご加入の場合●
最大1億円まで補償可能（一部を除いて日本国内外補償）

お支払い金額

合計：２００,０００円のお支払

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社　桐栄サービス　TEL.03(5282)5166**
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号　土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社　TEL.03(3259)6692**
〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台3-11-1　広域法人部営業第一課

MS&AD 三井住友海上

承認番号：B19−101054　承認期限：2020年10月1日

日調連ウェブサイトに新しいコンテンツを追加しました！

日本土地家屋調査士会連合会では、ウェブサイトの充実を図るため、令和2年4月24日に新コンテンツ「土地家屋調査士の一日」を公開いたしました。内外への情報の発信ツールとして、更に充実したもの、また、利用しやすいウェブサイトとしたいと考えておりますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

日調連ウェブサイトトップページ＞土地家屋調査士とは＞土地家屋調査士の一日　からご覧いただけます（トップページのメイン画像をクリックしてもご覧いただけます。）。

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

会長レポート

REPORT

4月16日
～5月15日

4月

22日、23日

第1回理事会（電子会議）

今年度第1回の理事会を行い、令和元年度の決算、令和2年度の予算案、会則一部改正案、役員選任規則改正案等について、審議し決議いたしました。役員、事務局総勢40名程で、初めてウェブ会議で理事会を行いました。理事者の意思疎通等これからも検討しなければならないと思いますが、非常事態時だけではなく、理事会の開催方法等を考える機会としたいと思います。

27日、28日

登記制度創造プロジェクト担当者会同（電子会議）

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として位置づけている登記制度創造プロジェクトについて、各単位会の担当者の方々とその意義や取組に関し、意見交換をウェブ会議で計5回に分けて行いました。土地家屋調査士の職能や専門性等のアピールを通し、登記制度の未来を考える機会として記念事業の成功を祈っています。皆さんよろしくお願いいたします。

5月

1日

第77回定時総会の開催方法等に関する打合せ

法務省との打合せ、理事会での協議等を踏まえ、連合会の第77回定時総会の開催について、現時点での方針等を協議しました。新型コロナウィルスの影響から例年とは異なる開催方法とはなりますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

8日、11日

第77回定時総会の開催方法に関する連絡

私と総務担当鈴木副会長で各会会長の皆様に、今回の連合会総会の開催方法等について、現時点の方針等をお伝えいたしました。まだまだ、新型コロナウィルスの影響で、どのような事態となるか分かりませんがこの難局をどうにか乗り切りたいと思っていますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

会務日誌　4月16日～5月15日

4月

22日、23日

第1回理事会(電子会議)

＜審議事項＞

1　令和2年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
2　令和元年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
3　日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
4　日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正(案)について
5　新型コロナウイルス感染症の影響に係る令和2年度土地家屋調査士新人研修の対応について
6　令和2年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
7　令和2年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
8　第77回定時総会提出議案について
9　日本土地家屋調査士会連合会における令和2年第77回定時総会の開催方法について

＜協議事項＞

1　第15回特別研修における基礎研修会場の増設について

5月

11日、12日

第1回研修員会議(電子会議)

＜協議事項＞

1　各ブロック協議会における年次研修の状況について
2　連合会が検討している年次研修について
3　諸規程作成のスケジュール(案)について

12日、13日

第5回調測要領委員会(電子会議)

＜協議事項＞

1　「土地家屋調査士　新調査・測量実施要領」(仮称)について

13日

第1回編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

1　会報の編集及び発行に関する事項について

広報キャラクター「地識(ちしき)くん」

調査士カルテMapについて

日本土地家屋調査士会連合会理事　研修部次長　　松本　嘉明

通常の住宅地図での飛地

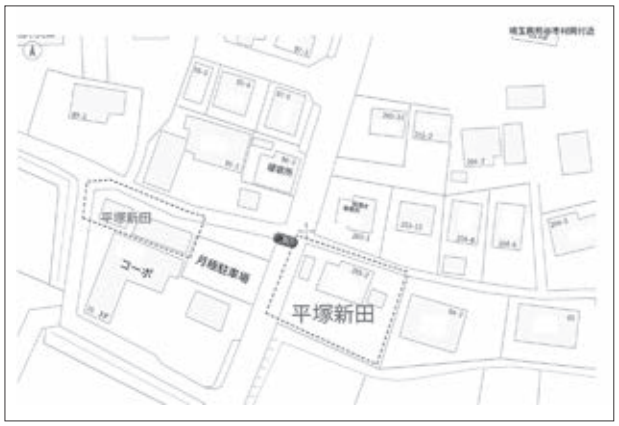

このシステムは、住宅地図を閲覧しダウンロードすることだけではなく、大切な調査情報、データの保全管理をクラウド上で行える、土地家屋調査士のみが使用できる画期的な情報保全管理システムであると再三述べておりますが、まずは使っていただかないと伝わり難いこともあります。利用者の増加向上を図りたく、便利で役立った事例を取り上げてみます。

上の図は、埼玉県熊谷市村岡付近に、平塚新田の飛地があるものの住宅地図です(表札を隠しておりますが、通常は氏名が掲載されます。)。

全国津々浦々、飛地というものがあると思いますが、依頼された土地の公図を取得して、隣接地が空地で表示されていない場合、調べる方法は様々あるとしても、やはり苦労があります。年齢の若い会員には聞き慣れない「土地宝典」という、字界等を記している重宝な冊子がありますが、全てを手に入れるには、相当費用が掛かりますし、住宅地図に至っても同じです。近隣の市町村分を揃えるとなると相当費用が掛かります。

手軽に調べられるツールとして、カルテMapは役に立ちますが、ブルーマップが整備されている市区町村であれば、農地であっても地番が掲載されますし、通常の契約で閲覧、ダウンロード、印刷が可能ですので、調査作業の効率が格段にアップいたします。

ブルーマップでの市町村界

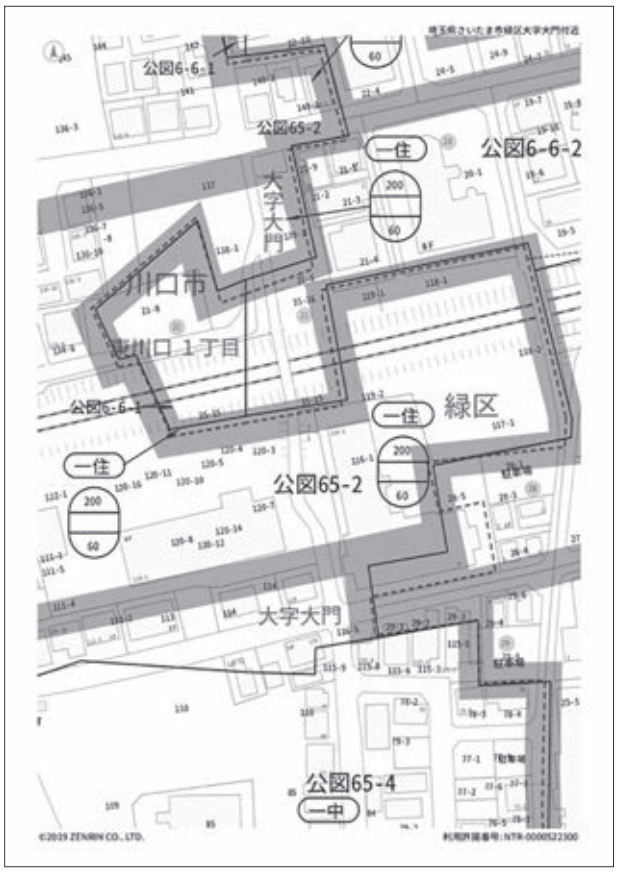

この図は、さいたま市緑区大字大門と、埼玉県川口市東川口一丁目付近の入り組んだところになります。

道路や水路で区切られた行政界であれば、さほど難しい調査にはならないと思われますが、民地界が行政界となると、地積測量図だけではなく、建物図面の隣接地番を記入する際、誤謬しないよう慎重にしなければなりません。熟知していない場所であっても、パソコン、タブレットで容易に調べることができます。

これ以外にも使ってよかったものが多々ありますが、何号か後にも掲載される予定ですので、そこで紹介させていただきます。

要望があれば、デモンストレーション用のIDを調整して用意しますので、個々ではなく支部単位で、ウェブサイトの会員の広場から連合会にお問い合わせください。優れたツールであると実感していただくことが重要であると考えております。よろしくお願いいたします。

70 土地家屋調査士 th Anniversary

日本土地家屋調査士会連合会
業務支援システム 調査士カルテMap

住宅地図・ブルーマップ 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき 地図印刷！

地図上で事件簿 管理ができます！

SIMA図示や 多彩な地図検索！

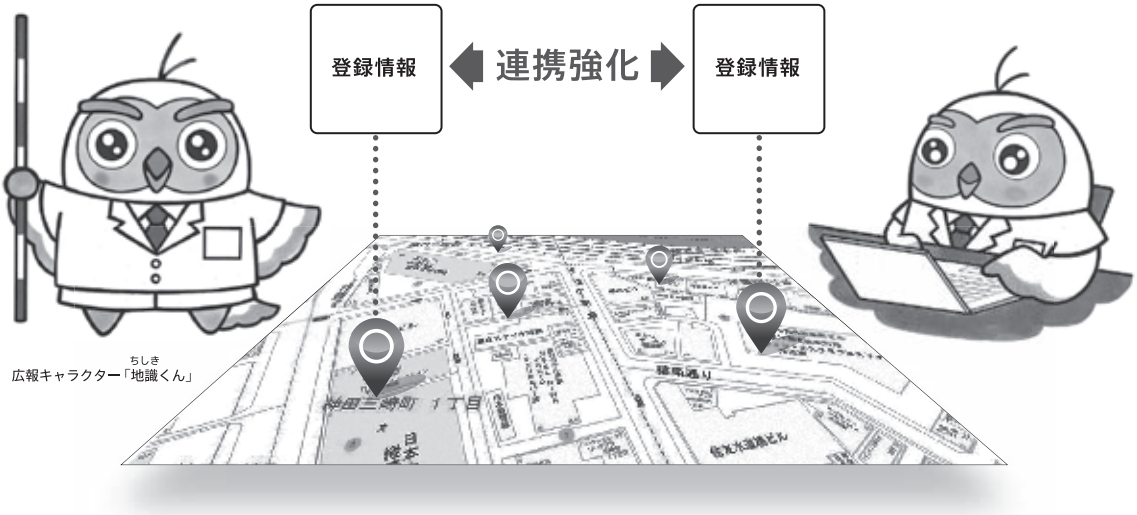

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

全国閲覧可

負担月額 3,000円(税別)

＼まずはご登録を！／
お申し込み月の月末まで無料期間

●Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
●お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック

【お問合せ】
日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会 開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の
ご相談受付中！

無料 ゼンリンから講師派遣します

●詳しくはお問合せください➡ mail:kartemap@zenrin.co.jp

セコムパスポートfor G-ID土地家屋調査士電子証明書に関するお知らせ

2020年4月1日以降、電子証明書は、事務手続上、火曜日までに電子証明書利用申込書の審査に合格した会員を対象に木曜日に発行し、同日、電子証明書のダウンロードに必要な書類が本人限定受取郵便で送付されます。

※　木曜日が年末年始又は祝日の場合、翌営業日の発行となります。
※　新しい電子証明書の有効期間の開始日は、発行日から5年間となりますので、現在保有している電子証明書の有効期間と重複する期間が生じる場合もございますので、あらかじめご了承願います。
※　住民票の写しに記載されている住所と土地家屋調査士名簿に登録されている住所が異なる場合は、登録事項変更後の発行となります。
※　新型コロナウイルスの影響により、電子証明書の発行日が変動する場合があります。

＜電子証明書をお持ちの方へ＞

有効期間満了の3か月前を目安に同利用申込書を送付します。新型コロナウィルスの影響により、電子証明書の発行が遅れることも予想されますので、書類が届きましたら、速やかにお申込みください。

ちょうさし俳壇

第421回

「閑古鳥」　深谷健吾

奥飛騨の奥より閑古鳥の声
新入りの弟子を伴ひ鵜を馴らす
駆け落ちの鴨かも知れず通し鴨
夏草を掻き分け赤き杭さがす

当季雑詠　深谷健吾

茨城　島田　操

狂ひなき電波時計や初燕
友逝けり共に桜を見しあとに
存(ながら)えることも誇りや風光る
廃校の古樹を囲みて花筏(はないかだ)

茨城　中原ひそむ

桜散る古き屋号の和菓子店
つちふるや地球を覆ふコロナ菌
飢えを知る昭和一桁葱坊主
時の日や園にからくり鳩時計

愛知　清水　正明

歌垣(うたがき)の藁(しべ)付け下る長閑(のどか)さよ
蕨まだ折れる柔さよ大原郷
せつかちに伸びて腰折れ葱坊主
早蕨(さわらび)や美濃にあまたの円空仏

山形　柏屋　敏明

職を退(ひ)きゆるり流るる春の雲
早蕨のグーチョキパーと伸びにけり
午睡する母の鼾(いびき)や山笑ふ
春めくも歯止めの効かぬ村の過疎

今月の作品から　深谷健吾

狂ひなき電波時計や初燕　島田　操

「初燕」とは、春の季語「燕」の傍題。夏鳥として春に飛来し、人家の軒先などに営巣。ツバメ科の燕は種子島以北の全国で繁殖する。その他に岩燕・腰赤燕が九州以北で見られる。また北海道では小洞燕が、奄美大島以南では琉球燕が、それぞれ飛来する。空中をひるがえり、地上すれすれに飛ぶ姿は鮮やかである。電波時計とは電波を受信し自動的に時刻を合わせ、秒単位で正確な時刻をきざむ時計のこと。提句の初燕とは毎年、時季を違わず飛んで来て作者の家の軒下や倉庫の屋根裏に巣作りを始める燕のこと。電波時計と季語の初燕の新旧の取り合わせの妙による佳句である。

時の日や園にからくり鳩時計　中原ひそむ

「時の日」とは、夏の季語「時の記念日」の傍題。六月十日。天智天皇の十(六七一)年四月二十五日に大津宮に漏刻(ろうこく)(水時計)が営けられた。その日を新暦に換算すると六月十日にあたるので、大正九年、この日を時の記念日とした。滋賀県大津市の近江神宮では、毎年漏刻祭が行われる。鳩時計とは、ドイツとスイスの国境に近いシュバルツバルト地方で普及された重りで動かす木製の振り子時計である。毎時に上部の小さな窓から小鳥の模型が顔を出し、時刻の数だけ鳴き時報を告げる時計を一般的に鳩時計という。提句は、定時になると時報を告げに鳩が出て来て鳴く情景が目に浮かぶ。鳩時計の鳴く時報を聞く度に時の記念日を思い、時間を大切にしましょう。ということを教えていただける一句でもある。

歌垣の藁付け下る長閑さよ　清水　正明

「長閑さ」とは、春の季語「長閑」の傍題。春の日はのびやかでゆったりとした気分である。人も物の天地のすべてが穏やかな相をしている。うららかと同じように使われるが、やや心理的な感じが強い。提句には、「奈良時代に歌舞飲食の後、性解放の風俗があったとされる歌垣山麓にて」の添書あり。歌垣とは、上代、男女が山や市などに集まって互いに歌を詠みかわし舞踏して遊んだ行事とか。歌垣の古代行事を季語の「長閑さ」を使い、暗喩(あんゆ)法で詠み込んだ苦心作の一句である。

職を退きゆるり流るる春の雲　柏屋　敏明

「春の雲」は、春の季語。確かな形を持つ夏や秋の雲と異なり、空一面を刷いたような雲がぽっかりと浮いたり、ゆったりと流れるさまに現れる。作者は、本年三月末に調査士会を退会なされたとのことです。長い間、本当にご苦労さまでした。俳句は人生最終章における最適な趣味の一つであると思っている一人であります。提句の「春の雲」のようにゆったりと流れるさまに、自然体でスローライフを楽しんでくだされば幸いです。上五・中七の意に対して「春の雲」の季語の斡旋が見事な一句である。

令和2年　春の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

長年のご功労に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

旭日双光章

平野　実（佐賀県土地家屋調査士会）

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
佐賀会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成23年法務大臣表彰等、76歳

黄綬褒章

新　邦夫（京都土地家屋調査士会）

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
京都会理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和元年法務大臣表彰等、65歳

黄綬褒章

小澤　源七老（山梨県土地家屋調査士会）

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
山梨会常任理事、同副会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、73歳

黄綬褒章

加賀谷　朋彦（栃木県土地家屋調査士会）

昭和62年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
栃木会理事、同会長、日調連理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、65歳

黄綬褒章

桑田　毅（札幌土地家屋調査士会）

昭和62年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
札幌会常任理事、同会長を歴任
令和元年法務大臣表彰等、63歳

黄綬褒章

堀越　義幸（群馬土地家屋調査士会）

平成2年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
群馬会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成28年法務大臣表彰等、61歳

黄綬褒章

山川　一則（山形県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
山形会常任理事、同副会長、同会長を歴任
令和元年法務大臣表彰等、64歳

黄綬褒章

笠輪　善一（新潟県土地家屋調査士会）

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴53年
新潟会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、79歳

黄綬褒章

細川　正巳（和歌山県土地家屋調査士会）

昭和53年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
和歌山会理事、同副会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、70歳

※受章者の年令・歴は、令和2年4月29日発令日現在です。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和2年4月1日付

東京	8139	影山　昭
東京	8140	大竹　圭七
東京	8141	成住　郁雄
東京	8142	茂木　健二
東京	8143	関口　聡
東京	8144	雉本　林市
神奈川	3131	宮下　健吾
神奈川	3132	平賀　裕也
神奈川	3133	嶽石　勇輝
神奈川	3134	幡多　聡
神奈川	3135	坂東　和貴
神奈川	3136	内田　真
神奈川	3137	髙橋　徹
神奈川	3138	武藤　健仁
埼玉	2701	石川　博之
千葉	2219	鴨下　鉄平
茨城	1480	初見　昌彦
栃木	947	市川　才子
静岡	1829	小林奈津子
静岡	1830	佐野　良平
長野	2611	田中　秀明
長野	2612	市瀬　昌伸
長野	2613	関原　司
長野	2614	久住　修
新潟	2234	熊倉　卓
大阪	3379	長谷部　優
京都	915	梅原　亘輔
愛知	3026	上山　雅之
愛知	3027	春日　智晴
愛知	3028	白井　啓雄
愛知	3029	下伏　幸輔
愛知	3030	安室　正広
愛知	3031	漸井　寿司
愛知	3032	山上　真司
岐阜	1303	豊永　昇
岐阜	1304	大野　泰宏
岐阜	1305	谷口　雅則
岐阜	1306	安江　雅人
石川	680	竹中藏之助
富山	534	中川　敬介
広島	1909	宗像　伸治
山口	983	齊藤　浩信
山口	984	荒木　進
山口	985	松田　幹央
長崎	808	釘本　正紀
大分	849	赤峰　崇之
鹿児島	1109	石本　大樹
宮崎	815	佐藤　哲也
福島	1505	松田　泰介
岩手	1170	渡邊　寛
岩手	1171	菊池　貴也
岩手	1172	阿部　修
岩手	1173	倉澤　康行
岩手	1174	日下　雅広
秋田	1040	栗田　貢
秋田	1041	荻原　正樹
札幌	1220	髙川　絵里
札幌	1221	伊早坂拓歩
徳島	521	小笠原哲二

令和2年4月10日付

東京	8145	江連　貴史
東京	8146	伊藤　晃
東京	8147	清田　恵子
東京	8148	中村　康浩
東京	8149	田端伸二郎
東京	8150	笹本　智也
埼玉	2702	菅原　隆宏
千葉	2220	馬場　守
静岡	1831	勝間田春奈
新潟	2235	太田　浩紀
奈良	455	北澤　宏海
岡山	1406	川﨑　行成
福岡	2356	仲嘉　政彦
佐賀	557	井本　啓介
鹿児島	1110	梶原　直人

令和2年4月20日付

東京	8151	岩﨑　恵大
埼玉	2703	駒場　謙太
埼玉	2704	豊田　凌弥
千葉	2221	白根　穣
大阪	3380	加来　善輝
大阪	3381	吉田　尚希
京都	916	山内　司
愛知	3033	後藤　啓介
愛知	3034	水野　琢也
愛知	3035	鈴木　一郎
岩手	1175	小原祐太朗
岩手	1176	早野　亮輔
札幌	1222	窪田　則道

登録取消し者

令和元年12月14日付

群馬	552	齋藤　勝

令和2年1月31日付

群馬	559	安藤　清

令和2年3月18日付

大分	426	風戸　清

令和2年3月28日付

和歌山	281	林　寛吉

令和2年4月1日付

東京	6580	岡田　猛
東京	7469	宮澤　則文
神奈川	3110	大平孝次朗
埼玉	887	岸尾　守
千葉	2169	白石　晃一
新潟	1752	樋浦　隆郎
新潟	1831	佐藤　泰男
大阪	2228	奥村　昌彦
愛知	2106	鈴木　清
三重	479	渡辺　義郎
岐阜	937	河合　順
福島	1168	菅野　秀夫
旭川	245	中江　健一
徳島	376	播摩　康人

令和2年4月10日付

東京	5211	遠山　忠吾
東京	5682	荒武由紀夫
埼玉	1220	関口　敏和
埼玉	1518	齋藤　好司
千葉	2133	宍戸　明彦
栃木	611	中井　克行
栃木	681	梁瀬　達夫
静岡	1080	駒木　憲彦
静岡	1097	中村　英次
静岡	1261	瀧　茂一
静岡	1548	伊藤　清晴
長野	2438	小坂　俊夫
新潟	1693	葉吹　誠輝
大阪	1181	島田　棟光
奈良	207	南　依男
滋賀	318	若井　幸雄
愛知	1407	蟹江　孝次

愛知 1583 加藤 和幸
愛知 1664 中島 一德
愛知 2263 橋本 好司
愛知 2746 早川 芳光
岐阜 1213 中村 正樹
石川 598 德野 芳雄
広島 1291 岡田 昌一
山口 617 米原 茂樹
山口 682 磯村 芳樹
山口 928 横山 好信
岡山 1228 太田 滿
島根 366 佐藤 陽三
福岡 1327 奥田 耕三
福岡 1543 片峰 治樹
福岡 2217 家入 幸雄
佐賀 426 箕輪 和彦
鹿児島 765 田中 純洋
宮崎 668 松﨑 靖尚
沖縄 175 宮城 清
福島 1108 菊池 良三
福島 1138 神原 規郎
福島 1369 田村 英夫
山形 1077 柏屋 敏秋
山形 1135 丸子 晃吉
秋田 884 近藤 正巳
秋田 1020 佐藤 良夫
青森 72 水口 皓比
札幌 556 粟飯原征一
札幌 999 村田 哲朗
札幌 1014 坂根 晋
香川 168 高橋 昇
香川 615 海田 圭司
高知 522 南 茂

令和2年4月20日付
東京 4328 富田 誠二
東京 8001 岡田 光市
兵庫 1555 夛田 豊
兵庫 1739 世良田一弘
長崎 722 吉村 光昭
熊本 960 枦元 義一
鹿児島 766 大王 勝男

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和2年4月1日付
東京 8097 木村 稔
東京 8102 長岡 一廣
埼玉 2438 酒井 暢生
埼玉 2628 鳴原 準二
埼玉 2657 古賀 毅
千葉 2071 髙橋 顕
千葉 2075 林 明宏
千葉 2190 石田 善一
千葉 2193 杉野 大輔
千葉 2217 志村 雅之
群馬 858 樋澤 伸一
滋賀 447 柴﨑 翔平
愛知 2448 樹神 朗
愛知 2800 釣 竜生
愛知 2957 横井 篤
愛知 2961 伊藤 献児
愛知 2964 林 義将
愛知 2980 後藤 昌宏
愛知 2996 三尾 翔平
愛知 2998 齋藤 伸仁
三重 868 浅田 洋人
三重 896 千種 誠
三重 901 的場 進
広島 1461 丸子 修司
岡山 1399 服部 泰宏
島根 506 吉田 浩輝
鹿児島 1087 元井竜太郎
旭川 301 宇野 元
旭川 302 田中 寛二
旭川 303 辻 洋太

令和2年4月10日付
東京 8038 小林 良和
神奈川 2833 羽太 信行
神奈川 3053 髙橋 祐矢
神奈川 3077 吉田 正寛
埼玉 2668 坂本 哲也
埼玉 2669 大谷 聡
茨城 1471 松本 貴行
群馬 1054 木村 匠吾
山梨 404 米山 雅和
山梨 410 渡辺 陽平
山梨 411 山下 浩之
大阪 2086 和田 康邦
大阪 3091 森次 裕一
大阪 3108 真野 恵介
奈良 439 山本 晃平
奈良 442 南 陽介
奈良 447 武永 章
愛知 2949 天野 直秋
愛知 2970 大脇 崇
愛知 2973 河合 宏憲
愛知 2977 武山 大輔
三重 890 中西 健斗
石川 673 内潟 幸宏
富山 518 上 雅大
富山 529 山村 尚吾
山口 889 松村 幸雄
島根 499 青木 利仁
福岡 2305 内空閑 真
長崎 804 伊藤 裕樹
福島 1498 武田 武彦
岩手 1161 阿部 雅行
岩手 1165 市川 知貴
札幌 1167 楠 健司
札幌 1188 横山 智得
高知 679 公文 康三
高知 682 岡村 悟

令和2年4月20日付
静岡 1805 小野 英則
静岡 1808 本田 雅一
静岡 1820 稲葉 洋行
山口 970 荒川 猛
福島 1449 佐藤 拓弥
岩手 1164 大川 仁宏
秋田 1038 佐藤 拓

2019年度「土地家屋調査士」掲載

索　引

2019年4月号(No.747)
〜
2020年3月号(No.758)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2019. 4	747	平成30年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2019. 8	751	第76回定時総会
	2019. 9	752	第1回中央新人研修会を振り返って
	2019.10	753	令和元年度こども霞が関見学デー
	2019. 10 〜 12	753 〜 755	第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告　その1・その2・番外編
	2019.12	755	令和元年度 第1回全国会長会議
	2020. 2	757	調査士報告方式について　第1部「調査士報告方式」への道
	2020. 3	758	調査士報告方式について　第2部　「調査士報告方式」の申請方法及び要点
	2020. 3	758	令和元年度 第2回全国会長会議
財務部	2019. 8	751	第34回写真コンクール開催
	2020. 1	756	大規模災害基金状況
業務部	2019. 7	750	「土地家屋調査士　調査・測量実施要領」改訂について
	2019.10	753	「土地家屋調査士　調査・測量実施要領(第7版)」の一時運用停止について
広報部	2019. 5	748	2018年PR動画コンテスト　受章者決定！

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2019. 4	747	第19回あいち境界シンポジウム「減災と狭あい道路の解消について」開催
	2019. 5	748	岡山会・香川会交流会報告
	2019. 6	749	地籍シンポジウムin滋賀2019　『地理から学べ！』〜まち・ひと・しごと〜　地方創生
広報部	2019. 6	749	民事司法改革シンポジウム　民事司法改革の新たな潮流〜実務をどう変えるべきか〜
	2019. 7	750	第31回神奈川県相続診断士会定例会
	2019.12	755	第21回弁護士業務改革シンポジウム
	2020. 1	756	未来につなぐ相続登記シンポジウム2019 in 津　〜次世代を担う子どもたちのために〜
	2020. 2	757	「ミャンマーの土地登録法制」に係る調査研究
土地家屋調査士会ブロック協議会	2019. 4	747	G空間EXPO2018　測量コンテストへの挑戦
	2019. 5	748	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019　Part18　〜北海道　未来への道しるべ〜
	2019. 6	749	空家等対策の連携に関する協定書締結式の報告
	2019. 10・11	753, 754	月刊『測量』「史跡さんぽ」取材同行記
	2019.11	754	田舎館村田んぼアート「おしん」青森会・弘前支部
	2020. 1	756	第34回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ千葉大会
	2020. 1	756	役員及び綱紀委員を対象とした綱紀事案等の対応に関する研修会
	2020. 2	757	第16回全国青年土地家屋調査士大会 in 茨城
全調政連	2019. 7	749	第19回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会
	2019.12	755	政治連盟の活動と使命
	2020. 3	758	政治連盟今後の活動と期待
外部団体事業	2019. 4	747	日本登記法学会　第3回研究大会
	2019. 6	749	地籍問題研究会　第24回定例研究会
	2019. 8	751	第13回つくば国際ウオーキング大会
	2019. 9	752	第5回測量・地理空間情報イノベーション大会
	2019.11	754	地籍問題研究会　第25回定例研究会
	2020. 2	757	地籍問題研究会　第26回定例研究会
	2020. 3	758	SPACシンポジウム2019
	2020. 3	758	日本登記法学会　第4回研究大会

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2019. 8	751	会長・副会長就任の挨拶
	2019. 9	752	常任理事就任の挨拶
	2019.10	753	理事・監事就任の挨拶
	2019.11	754	令和元年度・二年度　広報員紹介

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2019.12	755	平成31年／令和元年を振り返って
	2020. 1	756	新年の挨拶／年頭のご挨拶
法務省	2020. 1	756	新年の挨拶／新年の御挨拶
土地家屋調査士会	2019. 7	750	全国の会長紹介

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2019.10	753	日本登記法研究会　第4回研究大会開催のご案内
	2019. 6～2020. 3	749～758	事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！土地家屋調査士　調査情報保全活用調査士カルテMap
総務部	2019. 5～2020. 1	748～756	セコムパスポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書の発行について
研修部	2019. 4	747	土地家屋調査士新人研修修了者 中部・九州ブロック協議会
	2019. 5	748	eラーニングコンテンツ公開のお知らせ
	2019. 9	752	土地家屋調査士新人研修修了者　関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会
	2019.12～2	755～757	ADR民間紛争解決手続代理関係業務法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！
	2020. 1～3	756～758	土地家屋調査士新人研修のお知らせ
	2020. 3	758	土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の登録について
法務省	2019. 7	750	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
人　事	2019. 5	748	人事異動　法務局・地方法務局
叙勲・黄　綬	2019. 7	750	令和元年　春の黄綬褒章
	2019.12	755	令和元年　秋の黄綬褒章

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2019. 7	750	第2回土地家屋調査士PR 動画コンテスト開催
	2019. 7・12	750, 755	令和2年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
財務部	2019. 5	748	第34回写真コンクール　インターネット投票
財務部	2019. 7	750	第34回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会開催案内
	2019.12	755	土地家屋調査士制度制定70周年記念第35回写真コンクール作品募集
	2020. 2	757	土地家屋調査士制度制定70周年記念第35回写真コンクール　インターネット投票
共済会	2019. 4, 2020. 3	747, 758	測量機器総合保険（動産総合保険）のご案内
	2019. 5～2020. 2	748～757	土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク　その時お役に立ちます！
	2019. 4～6・9・1・2	747～749, 752, 756, 757	国民年金基金

■斡旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2019. 5・8	748, 751	土地家屋調査士2020年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
総務部	2019. 4	747	訃報
広報部	2019. 5	748	危機管理広報講座を受講して ～広報担当者と危機管理～
法務省	2019.10	753	「令和元年度こども霞が関見学デー」における筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベント

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 4	747	第67回　補助者の雇用・保険について
2019.10	753	第68回　文書作成とトラブルの回避について
2019.12	755	第69回　境界確認と不在者財産管理人の関係について 境界確認における不在者財産管理人等と土地家屋調査士の関係性について

掲載号	号数	区分、見出し
2020. 2	757	第70回　マイナンバーと不動産登記制度
2020. 3	758	第71回　デジタル手続法と不動産登記制度

愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 4	747	Vol.62（長野会、秋田会）
2019. 5	748	Vol.63（新潟会、岩手会）
2019. 6	749	Vol.64（大阪会、山形会）
2019. 7	750	Vol.65（京都会、福島会）
2019. 8	751	Vol.66（兵庫会、宮城会）
2019. 9	752	Vol.67（滋賀会、沖縄会）
2019.10	753	Vol.68（和歌山会、宮崎会）
2019.11	754	Vol.69（愛知会、鹿児島会）
2019.12	755	Vol.70（三重会、熊本会）
2020. 1	756	Vol.71（岐阜会、大分会）
2020. 2	757	Vol.72（福井会、佐賀会）
2020. 3	758	Vol.73（石川会、福岡会）

ネットワーク50

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 4	747	福岡会／三重会
2019. 6	749	広島会／熊本会
2019.10	753	富山会
2019.11	754	福井会／秋田会／釧路会
2019.12	755	長野会／大阪会
2020. 2	757	岩手会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 5	748	公嘱協会情報vol.137
2019. 8	751	公嘱協会情報vol.138
2019. 9	752	公嘱協会情報vol.139
2019.11	754	公嘱協会情報vol.140
2020. 1	756	公嘱協会情報vol.141
2020. 3	758	公嘱協会情報vol.142

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員　今尾　恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 4	747	第85回　同じ字を反復する住所と河川名
2019. 5	748	第86回　八重洲の「引越し」
2019. 6	749	第87回　地名の「本家」はどちら？
2019. 7	750	第88回　旧町名を復活させる
2019. 8	751	第89回　「大字なし」という地名？
2019. 9	752	第90回　北海道の「原形」を留める地名
2019.10	753	第91回　目黒と目白－目のつく地名
2019.11	754	第92回　上田･大田･八幡……読み方を迷ってしまう地名
2019.12	755	第93回　半濁音で始まる地名はあるか
2020. 1	756	第94回　橋の名前はどうなっているか(前編)
2020. 2	757	第95回　橋の名前はどうなっているか(後編)
2020. 3	758	第96回　畷(縄手)と堤、そして土居の地名

土地の表示に関する登記の沿革

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事　新井　克美

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 4	747	土地の表示に関する登記の沿革(4)
2019. 5	748	土地の表示に関する登記の沿革(5)
2019. 6	749	土地の表示に関する登記の沿革(6)
2019. 7	750	土地の表示に関する登記の沿革(7)
2019. 8	751	土地の表示に関する登記の沿革(8)
2019. 9	752	土地の表示に関する登記の沿革(9)
2019.10	753	土地の表示に関する登記の沿革(10)
2019.11	754	土地の表示に関する登記の沿革(11)
2019.12	755	土地の表示に関する登記の沿革(12)
2020. 1	756	土地の表示に関する登記の沿革(13)
2020. 2	757	土地の表示に関する登記の沿革(14)
2020. 3	758	土地の表示に関する登記の沿革(15)

会長レポート

全号にわたり掲載 (2019. 4 ～ 7　No.474 ～ 750　連合会長岡田潤一郎の水道橋通信)

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇　　選者　深谷　健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 6	749	2018年度「土地家屋調査士」掲載索引

富山会

「女性調査士の集い」

広報委員長　西山　剛

『らんどまーく』第367号

令和元年10月4日(金)、石川県金沢市料理旅館「金沢茶屋」において開催されました北陸三県合同研修会「これからの女性調査士」を取材させて頂きました。講師に東京土地家屋調査士会港支部長の好村郁子さん(桜土地家屋調査士法人代表)をお招きし、北陸三県の女性調査士及び女性補助者を対象として開催されたものです。

当日は、先生の略歴や開業されてから10年の振り返り、女性調査士でよかったと思うことなどを中心にお話を頂きました。

先生のお話で特に印象的だったのは、異業種交流会に盛んに参加され土地家屋調査士の名前を知ってもらうことに大変な力を入れていらっしゃるということでした。そしてその活動が現在では、「女性専門職のためのジョイント・ミーティング」と称する情報交換やネットワーキングを目的とした、東京における10士業団体公式の交流会にまで発展しているとのことでした。

女性活躍推進法が施行され数年が経過しましたが、まだまだ女性が活躍しているとは言い難いこの業界において(※)、参加者の皆様と同じ女性であり、しかも東京のど真ん中である港支部長として、さらに調査士法人の代表としてご活躍されている先生のパワフルなお言葉はさぞ励みになられたことと思います。調査士業務は現場作業も多く女性には体力的に不利なのではないかと思われがちな仕事ですが、女性ならではのきめ細かいアプローチでの業務への携わり方が必ずある、という先生の姿勢はまさに調査士版女性活躍社会の象徴のようでした。境界で揉めている案件の立会業務が一番楽しいとおっしゃっていらした言葉がとても印象的でした。

※土地家屋調査士全体の登録者数は全国で約16,000人に対し、女性登録者が約500人と全体の3%。東京会においても約1,500人の登録に対し、女性登録者が58名という現状です。

熊本会

「女性調査士対談」

八代支部／広報委員　豊崎　有梨

『くまもと』第295号

日頃からお世話になっている松田佳央理先生の事務所に伺って、調査士になったきっかけ、仕事への思いなどを聞かせていただきました。

土地家屋調査士になろうと思ったきっかけ

＜松田＞

調査士となる以前、不動産関係の営業マンをしていました。

当時、父（松田樹一郎先生）の土地家屋調査士という仕事については具体的にはよく知らなかったのですが、ちょうどその頃、わたしのお客さんが抱えている、土地に関する悩みを父に相談した時に、的確にお客さんの悩みを解決する助言をくれました。

お客さんからはとても感謝され「私の父はなんと素晴らしい仕事をしているんだ！」と尊敬と憧れを抱くようになったのが、調査士という仕事を具体的に知るきっかけだったと思います。

それからしばらくして、父の病気が癌であることが分かり、父の築き上げたものを引き継ぎたいと思うようになり、父の事務所で一緒に働くことになりました。

＜豊崎＞

私の場合は、父が不動産業をやっていて、“土地家屋調査士"という職業があるのを知りました。

それが最初のきっかけで、資格を取得しました。

実務は松田事務所に全部教えてもらいました。

女性の調査士として

＜豊崎＞

調査士の仕事で大きなウエイトを占める立会と測量について、女性であるという事のメリット、デメリットあると思いますか？

＜松田＞

まず立会に関しては、調査士が女性だとあたりがやわらかくな

る。「よし。今日は今まで溜まった分を一言いってやろう！」と気合を入れてくる地権者の方も多く、そのような時、気合を入れてきてみたが、調査士が女性だったので出鼻をくじかれるという感じで。

逆もありますが、全体的には、立会は女性の方がやりやすいかもしれないですね。

＜豊崎＞

そうですよね。

＜松田＞

わたしは父の立会を見てきたのが大きいと思います。父は、上手にお互いの気持ちを出して、丸く収めて、最終的には父の思うとおりに決めていくのがとても上手だったです。それを見られたのがホントに良かったと思います。

＜松田＞

あと、体力。負ける気はしなかったけど、やっぱ男性には負けるんだなということがあります。

例えばわたしが一生懸命に打ち込んでも入っていかない杭を、やさ男が簡単に打ち込んでしまったりとか…そういう時は悔しいけれど、やはり基本的なパワーは男性の方があるのかなと感じます。

「土地家屋調査士」という仕事

＜豊崎＞

“土地家屋調査士”はいい仕事ですか？

＜松田＞

はい(即答)

土地や建物、そしてそれに付随する登記を含む法律関係は、一生に一度出会うか出会わないようなことだけど、自分では解決できない。それを解決する専門家というのが必要で、それが私たちの存在ですかね…。

土地を買いたい。境界のもめ事を解決したい。問題はいろいろあるけど、うちの事務所にきて解決することができる。それはとても社会的に意味のある、いい仕事だと思います。

＜豊崎＞

依頼者さんが暗い顔をして事務所に相談に来られたときと、問題が解決して事務所から帰られるときでは表情が違いますよね。とてもすっきりした顔で、「悩みが解決しました。」とお礼を言って頂ける瞬間が、本当にやってよかったなと感じます。

あと、官公庁に打ち合わせに行ったときに、「土地家屋調査士」という資格者ということで、きちんと対応してもらえます。

＜松田＞

この仕事は、男性女性関係なく、熱意を持って誠意を持って携わっていれば、認めてもらえるし、依頼者その人の一生に一度か二度しかない問題を、解決するお手伝いをできるところが、やりがいだと思います。

＜豊崎＞

私もそう思います。

今日はお忙しいところ、ありがとうございました。

松田（まつだ）　佳央理（かおり）(宇城支部)

父松田樹一郎氏の後を継ぎ、土地家屋調査士の道へ

平成29年土地家屋調査士登録

豊崎（とよさき）　有梨（ゆり）(八代支部　広報委員)

現在1児の母として、子育てと土地家屋調査士業に奮闘する日々

平成25年土地家屋調査士登録

■■対談後記■■

今回、他にも色々な話をしましたが、佳央理さんは御自身の信念があり、それを貫き、実現させることのできる方だと改めて感じました。

お話をする中で、同じ女性調査士として共感することも多く、改めて土地家屋調査士としての職業について考えるいい機会になりました。

編 集 後 記

慎重審議

先日、家族会議において慎重審議の結果、我が家に無水鍋がやってまいりました。その名のとおり、水を使わず調理ができる鍋です。例えば、カレーを作るためにカットした肉や野菜とカレールーを鍋に入れてスイッチを押せば出来上がり。水分は具材から出るので水は要らないとのこと。そして、素材の栄養分を逃すことがないので旨味の強い食事となります。家族からも好評で、素直(単純)な私は褒められるとつい手を掛けてしまいます。料理の腕前は格段にアップしたと自負しております。これからも数々の意見を踏まえ、調理に取り組んでいきたいと思います。とはいうものの、この場合ボタンを押すだけなのですが…。

さて、前号から2回にわたり「制度制定70周年を迎えるにあたり」を掲載させていただきました。各副会長から、昭和25年7月31日に土地家屋調査士法が成立した当時の状況やこれまでの歩み、そして近年の土地家屋調査士を取り巻く環境の大きな変革と我々土地家屋調査士の新たな挑戦が記されております。是非ご一読いただき、制度に対する思いを共有しつつ更なる発展につながればと切に願っております。

4・5月に開催されました支部総会、各土地家屋調査士会総会におかれましては、会務運営や会員の皆様の環境も非常に厳しい状況の中で執り行われたことと思います。日調連第77回定時総会におきましても例外ではありません。定時総会においては、土地家屋調査士法の一部改正等に伴う会則の改正、役員選任規則の改正、土地家屋調査士職務規程の新設など大変重要な案件が議案となっております。慎重なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。

広報部理事　髙橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
(送料別)
(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者　会長　國吉　正和

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社